

発行所 東京税理士政治連盟
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
 東京税理士協同組合会館3F
 電話 03(3356)4479
 [URL] http://www.t-zeisei.jp/
 編集発行人 小林英理子
 広報委員長



東京税政連

主な内容

- 2面 会長あいさつ
- 3面 当面の問題シリーズ
雇用によらない働き方と税制の課題
- 4～6面 第53回定期大会議案

令和2年度 重要要望事項

I 消費税の軽減税率制度と適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入に反対する

軽減税率制度の反対理由

①施行に伴い減少する税収分を補う代替財源の確保が困難であること、②適用対象品目を限定することが困難であること、③低所得者対策が目的であるにも関わらず、低所得者層の負担軽減効果が限定的で高所得者層により多くの負担軽減が及ぶこと、④事業者の事務負担が増加するおそれがあることなどの理由から、その導入に反対する。消費税の税率については、これまで通り、単一税率を維持し、低所得者対策としては、給付による措置を講ずるべきである。

適格請求書等保存方式(インボイス方式)の反対理由

①導入により免税事業者が取引から排除されるおそれがあること、②仕入税額控除の可否を判断するために増加する事務負担への対応が困難であること、③仮に軽減税率が導入された場合においても、現行の請求書等保存方式によって十分対応できることなどの理由から、その導入に反対する。

II 役員給与の損金不算入規定を見直すこと

現行法における役員給与は、いわば原則損金不算入という規定になっている。役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならない。したがって、損金不算入となる役員給与のみに限定した上で別段の定めとする条文化に見直し、その内容についても課税要件を明確かつ常識的なものにすべきである。特に直面している緊急の課題としては、定期同額給与の期中改定に係る「業績悪化改定事由」の適合性について狭義の解釈がリードし、役員給与の減額に伴う損金算入に対する予測可能性が不透明になっている。

III 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること

法人番号は、個人番号とは異なり、自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で活用され、設立登記法人だけでなく人格のない社団等に対しても付番される。一方、個人事業主は自身の個人番号を用いなければならないが、漏えいリスクの回避と利便性の向上のためには、個人事業主についても個人情報保護に配慮した上で法人番号の指定を受けることができるようにすべきである。

個別要望事項

一 所得税の確定申告期限(3月15日)について、申請による延長を認めること

所得税の確定申告期限は3月15日であるが、諸外国に比べ申告期限が短い。今後、消費税について軽減税率やインボイス制度が導入されれば、納税者の事務負担が著しく増加することが予想される。

また、「働き方改革」が提唱され、多様な働き方が求められている観点からも、申告期限を納税者の申請により諸外国並みに延長する特例を創設すべきである。

この改正による行政手続の遅延や財政的な影響を最小限にし、本特例を適用しない場合との公平性を担保するため、適用にあたっては電子申告等を条件とすべきである。

二 所得税の人的控除について控除額を見直すとともに、控除方式を改めること

基礎的な人的控除は課税最低限を構成するものであって、公平性の観点から所得の多寡や所得の種類によって異なるものであってはならない。

人的控除の控除額を生活保護の水準に合わせていくとともに、適用税率の高い高所得者に有利な現行の所得控除方式から、全ての納税者が一定額まで同一の軽減の効果が得られる税額控除方式又はゼロ税率方式(一定の課税所得まで税率をゼロとする方式)に改めるべきである。

消費税軽減税率制度導入反対など訴え

令和2年度税制改正要望を決定

5月31日開催の平成30年度第4回幹事会において「令和2年度税制改正に関する要望書(概要)」を、また、7月24日開催の令和元年度第1回幹事会において「同〔詳細版〕」をそれぞれ決定した。特に概要書については、昨年に続き東京税理士会(以下、東京会)と本連盟の両名併記とし、東京会会報7月号に同封し、

5月31日開催の平成30年度第4回幹事会において「令和2年度税制改正に関する要望書(概要)」を、また、7月24日開催の令和元年度第1回幹事会において「同〔詳細版〕」をそれぞれ決定した。特に概要書については、昨年に続き東京税理士会(以下、東京会)と本連盟の両名併記とし、東京会会報7月号に同封し、

予定されている臨時国会に付けて、9月4日と9日の両日、東京都選出の国会議員への一斉陳情を予定している。陳情は、本連盟の会長、幹事長、並びに政策及び国対の担当委員が中心となり、税理士後援会及び関係する単位税政連の役員と連携し効果的に実施する予定である。

第53回定期大会議案を決定

役員任期満了に伴う改選を付議

7月24日に開催した幹事会において、第53回定期大会の議案を決定した。今回は、組織活動報告や収支報告、今年度の運動方針といった通常の議案に加え、役員任期満了に伴う改選が付議される。

また、令和元年度の収支予算については、各単位税政連の会員数が昨年比100名以上減していることから、本連盟の予算に与える影響は大きい。執行部としては引き続き会員増強を単位税政連に呼

びかけていく意向である。なお8月16日に総務会単位税政連会長・幹事長会議合同会議を開催し、定期大会に付議する議案に関する審議を行った。承された。

第53回定期大会・研修会のご案内

と き 令和元年9月20日(金)
 ところ 京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール
 新宿区西新宿2-2-1 ☎03(3344)0111(代)

研修会

◇開催時間 午後1時～2時
 ◇講師 参議院議員 西田昌司氏
 ◇テーマ MMT(現代貨幣理論)から見る日本経済の未来
 ※東京税理士会の研修に該当しますので、「研修カード」をご持参下さい。

第53回定期大会

◇開催時間 午後2時15分～5時
 ◇議案 第1号議案 平成30年度運動経過並びに組織活動報告承認の件
 第2号議案 平成30年度収支報告承認の件
 第3号議案 令和元年度運動方針決定の件
 第4号議案 令和元年度組織活動方針決定の件
 第5号議案 令和元年度収支予算決定の件
 第6号議案 役員任期満了に伴う改選の件
 第7号議案 大会決議決定の件

懇親会

◇開催時間 午後5時30分～7時
 ◇会場 京王プラザホテル 4階 花
 ◇会費 5,000円
 ◇来賓 衆参国会議員、東京都議会議員等
 ※税理士後援会の役員・会員の方等、代議員の方以外も是非ご参加下さい。

毎朝7時、駅前のカフェにてモーニングセット390円。コーヒーとハムたまごサンドのセットだ。毎日行かなくて、店員から「いつものです」と聞かれてお断りします」と答える。座るのは決まって窓際が一番端の席。コーヒーを一口飲み、手帳を開き一日の予定の確認をし、ハムたまごサンドを頬張る。至福のひと時である。そんな私の日常にそろそろ変化が訪れそうだ。▼令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられる際、消費税の増税による経済への悪影響である社会保険給付に充てるための増税とはいえず、それにより消費が落ち込み、企業の収益力が下がり、国民の可処分所得がより下がる結果になってはいけない。▼消費税率の引き上げと同時に、なるべく経済への悪影響がでないように様々な施策も用意されている。その一つが軽減税率である。この軽減税率は低所得者への経済的配慮を目的として生活に必要な食料品等の消費税率を10%ではなく、8%に据え置く政策である。▼消費税増税、軽減税率導入は賛否両論あるが、私が願うのは、明日も390円のモーニングセットが食べられること、そしてレジ前で毎回「お持ち帰りですか、店内で食べますか」と質問されないことだ。



会長あいさつ

税政連会員の定義を

会員の皆様には東京税理士政治連盟の活動にご協力を賜りありがとうございます。

さて、東税政が反対してきた消費税の軽減税率制度が、10月1日から導入となります。

（要旨）税政連は税理士会会員の範囲を拡大し、税政連会員の納入を強制することはできない。

8月23日に日本税理士会館において、日税政の総務会・正副会長合同会議が

開催されました。この会議で、第53回の定期大会議案が審議されました。

「税政連会員の定義と会員の取納方法について」という議題が取り上げられております。

表示した会員を除く」と税政連会員の定義を補正することも一案であるといわれています。

東税政の単位税政連の規約の雛形も一致するところであり、単位税政連の規約改正については、日税政の考え方と同じであります。

ただし、日税政は今回の報告を中間報告と位置づけ、継続して政治連盟の意義は何か、なぜ我々がすべての税理士会員に税政連への理解と積極的な参画を熱望するのか等について引き続き検討したいというところで結論を出していません。

東税政としても、「税政連の会員とは」「会費の収納とは」等に問題意識を持つことと議論し結論を出すこと

上から、都議会公明党、都民ファーストの会・東京都議団、日本共産党東京都議会議員団、都議会立憲民主党・民主クラブ

が、将来の税理士制度を守り、国民、納税者のための租税制度の確立を図る目的と合致します。日税政で素晴らしい雛形規約を作る時期だと考えます。

7月の参議院議員選挙を終え、本年10月から実施される消費増税と軽減税率の施行が一ヶ月後と迫ってきました。東京税理士政治連盟は従来通り軽減税率反対(複数税率反対)の立場に揺るぎはないものの、税理士の立場から実務は法律どりに淡々と遂行しなければならぬ。

論説

日本版インボイス方式に断固反対する

7月の参議院議員選挙を終え、本年10月から実施される消費増税と軽減税率の施行が一ヶ月後と迫ってきました。東京税理士政治連盟は従来通り軽減税率反対(複数税率反対)の立場に揺るぎはないものの、税理士の立場から実務は法律どりに淡々と遂行しなければならぬ。

全体的な力を結集して何としても食い止めなければならぬ重要な項目のひとつである。日本は国境を海で隔てられており、国境が地続きのヨーロッパ諸国のように煩雑な方式を採用する必要はない。インボイス方式は事業

者及び税務官公署の事務に多大な影響を与えることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように配慮又は見直しをする必要がある。

例えば、請求書等に税率や税額など一定の記載事項を追加することにより、区分経理は十分担保される。つまり請求書等保存方式の見直しで十分なのである。

事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式(インボイス方式を含む。)及び免税点制度等の見直しを含め

課税タクシー会社は課税タクシーである旨を表示灯などに必ず表現するであらうし、当然会社などから仕入税額控除の話を受ける。税は中立、公平、簡素が望ましい在り方だと考える。

日本版インボイス方式に断固反対する。

都政に関する要望を決定

7月24日開催の幹事会において、「都政に関する要望を決定した。」本要望では、税制に関する要望項目として「償却資産に係る固定資産税の申告期限、賦課期日、資産の区分を見直すこと」「外形標

千円未満の高齢事業者の中にはこれを機会に廃業する者がでる可能性も高い。担税力のある大企業はさておき、中小企業、特に免税事業者が適格請求書等を発行できないことで取引から排除される可能性が大である。その結果、免税事業者の倒産・廃業が相次ぐであろう。

税は中立、公平、簡素が望ましい在り方だと考える。日本版インボイス方式に断固反対する。

また、一般の売上げ一

た消費税のありかたについて抜本的に再検討すべきである。

個人タクシー業界にその例を見よう。個人タクシー業界は売上げ一千万未満の事業者が比較的多い業界であるが、競争社会の世の中である消費税



「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

税政連へのご協力をお願いいたします。

Support 2019 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいませようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

税理士職業賠償責任保険

届出書提出状況の確認が、事故防止につながります。

うっかり忘れた、提出していると思い込んでいた、など状況は様々。提出期限前に、一度の確認で事故防止をお願いします。

保険契約者 日本税理士会連合会 (団体契約)

●保険代理店 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階

ホームページ [ぜいばいほけん](#)

雇用によらない働き方と税制の課題

I はじめに

現在、わが国における働き方は、多様化の時代を迎えている。内閣府の「未来投資戦略2018」では「テレワーク、副業・兼業など、従来の『正社員』とは異なる柔軟で多様なワークスタイルを拡大させる」とし、特にクラウドワークは、ICT(情報通信技術)を活用した新しい働き方とされている。

しかしながら、その実態は決して高収入の仕事が広がっているわけではなく、むしろ「非雇用化」により保護の対象範囲が狭まることなどが問題となってきた。

II 労働法における労働者性に関する議論

あることから、労災や社保、労働時間・最低賃金規制、解雇規制等の適用により保護されるが、そうでない一切保護は受けられない。つまり現行の労基法は、雇用か非雇用かのオール・オア・ナッシングによる保護の格差に問題がある。

例えばコンビニ加盟店のオーナーは経営者であるため、24時間営業を維持するための長時間労働は労基法保護の対象とはならないが、果たしてコンビニ本部に対する労働者性(使用従属性)はないといえるのだろうか。

また、個人が企業との間で請負契約や業務委託契約を締結し、独立した体裁を持ちながらも、その企業に専属し、収入の大半を特定の発注者に依存している場合、発注者との間に交渉力格差があれば、経済的従属性も問題となる。

このような労働者と経営者との中間的な働き方については政府等において、労働法の保護の対象とすべきかが議論されており、「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会中間整理」が厚労省HP(令和元年6月28日)に公表されている。

水島氏による判断基準は、1985年12月労働基準法

III 雇用によらない働き方の分類と諸問題

法研究会「労働基準法の『労働者』の判断基準について」を参照。

(1) 雇用の誤分類
雇用を外注の請負に切り替えることでコスト削減が図られ、非雇用であれば労働法の規制を受けないことから、企業側が、雇用を非雇用に置き換えようとする誘因を持つことになる。使用者の意図的な非雇用化は偽装であり、法的にも社会的にも許されるものではない。SE(システムエンジニア)や常駐フリーランスの一部が知られており、この場合は雇用でありながら非雇用として誤分類されているものもあり、労働法を適用させる必要がある。

(2) 雇用類似
クラウドソーシングで働くテレワーカーやUber Eats(配達人)など、発注者から仕事の委託を受け個人で業務提供を行い、その対価として報酬を受け取る働き方は、雇用にはならないが、それに近い雇用類似の働き方として認識されつつある。

IV 人的役務と所得区分

企業にとっては、労働力の利用手段が多様化し、経営効率化の手段として非雇用型の就業者を自を向けるのは自然の流れといえる。

一方、役務を提供する個人においてもICTの発展により場所や時間に拘束されないこま切れの働き方が可能になり、非雇用の裾野が大きく広がった。その反面、低報酬や契約関係の不安定さなどが指摘されており、法整備の重要性が高まっている。

(1) 給与所得概念の広がり
自宅やサテライトオフィスで働くテレワーカーなど雇用も多様化し、労働者がフリーランスとの区分がなくなりつつある。これは給与所得と事業所得との境が曖昧になることを意味する。すなわち、給与所得の中核となる従属性や非独立性としての性質部分が希釈化されると同時に、個人事業主という形態でありながら給与所得にあてはまる範囲が広がってきているということになる。このことは雇用類似の働き方における労働者性の広がりともリンクしている。

そうなる、もはや所得税法上、雇用契約から生じる所得が給与所得であるという単純な命題は成立しないというところになる。

(2) 契約形態の歪曲
労働提供の対価が「給与等」に該当すると、所得税の源泉徴収義務が発生し、かつ、消費税法上の仕入税額控除が適用されないこと

V 労働供給と仕入税額控除

(1) 雇用契約と請負契約における課税の不均衡
個人から企業への労働供給の形態は、雇用と請負に大別できる。同等の人的役務の提供であっても、消費税率の取扱いは異なり、前者は課税対象外、後者は課税対象となる。そのため、企業は雇用から外注へ切り替え、仕入税額控除の対象となる請負にする。ことで節税になる、と一般的にはいわれている。

人的役務に対する不均衡な取り扱いは、消費税が中立的でないことを意味し、やはり労働提供の契約形態を画策することに繋がるものと考えられる。

(2) 労働者の労働提供と消費課税について
ところで、経済的に見た場合、雇用と請負に違いはあるのだろうか。いずれも労働の提供者は対価を得て労働を提供し、企業は対価を支払って労働の提供を受けている、すなわち人的役

VI おわりに

人生100年時代は長く働く時代であり、日本の労働市場の変化に応じた労働の提供に対する課税のあり方が問われている。

所得区分について、酒井克彦教授は「人的役務提供所得」という新たな所得区分の創設を提唱されている。消費課税においては、労働者を納税義務者とするのが現実的なのか、その際の仕入税額控除をどうするかといった課題が想定される。いずれにせよ、企業と労働者との関係において税制は中立的でなければならぬ。

(政策担当幹事・漆原)

【参考文献】

- ・金子宏「総論―消費税率の基本的問題点―」日税研集録30号(1995年)
- ・酒井克彦「所得税法の所得区分等の在り方」税理22巻5号(2019年)

「当面の問題」シリーズ 129

になる。したがって、企業としては人的役務の提供に係る契約形態を「給与等」に該当しないように工夫することになる。つまり、人的役務に対する税制のあり方が雇用から請負や委託へと契約形態の歪曲を牽引していることになるのではないだろうか。

多様化する就業形態を背景に、伝統的な「給与等」を前提とした課税の取扱いは、偽装を生じさせる要因の一つと考えられる。

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も達人シリーズ!

東京税理士会推薦だからできるこの価格
税務6本セットに電子申告の達人をプラスして

電子申告セット 月額 12,800円(税抜)

(ソフト保守料・電話サポート込み)
※別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。

法人税の達人、減価償却の達人、消費税の達人、内訳帳況書の達人、所得税の達人、年調・法定書書の達人、電子申告の達人

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

第53回定期大会議案(抜粋)

第1号案 平成30年度運動経過並びに 組織活動報告承認の件

平成30年度運動経過並びに組織活動報告

平成30年7月1日から令和元年6月30日まで

運動経過の概況

本連盟は、平成30年9月21日開催の第52回定期大会で採択した運動方針に基づいて、組織活動方針に基づいて、税制改正、税理士制度及び組織強化等の諸問題に対し積極的に取り組み、税理士および納税者、中小企業の視点に立って以下の運動を強力に展開した。

重点運動1 税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から更なる税理士制度の発展を目指す
運動を行う。

(1) 税理士の資格に関し、税理士法第3条第3項の「公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習団体が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を終了した公認会計士は、税理士となる資格を有する者とする」改正が平成29年4月1日に施行された。

本連盟は、税理士法第3条第3項の規定による税理士制度への影響など、引き続き注視してきている。
この度の税理士法改正に向けて、本連盟では、税理士に対する社会的信頼の向上を図る観点から、更なる税理士制度の発展の実現のために運動を展開した。

取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予する。
(ロ) 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設

【概要】認定受贈者(18歳令和4年3月31日までの贈与については、20歳)以上である者に限る。以下同じ。(ガ)が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続が納付すべき相続税のうち、相続すべき

重点運動2 税の専門家として、中小企業に過重な負担をもちたすことのないよう、納税者の声が反映された税制改正を実現するための運動を行う。

1 平成31年度税制改正に関する要望等について
(1) 本連盟の要望書「平成31年度税制改正に関する要望」(平成30年5月28日幹事会決定)、「概要」及び「詳細版」に基づき、幹事会構成員等が単位税政連、税理士後援会と連携し、関係国会議員に対して懇談会形式により一斉国会陳情を9月4日・6日に実施した。

また、平成30年9月21日に開催した本連盟の第52回定期大会親懇合出席した国会議員等に対し要望書を手交した。
平成30年12月21日に関議決定された平成31年度税制改正大綱において、本連盟の要望項目に対し、次の各項目が一部実現した。

①相続税と贈与税における個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設
②個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設

【概要】認定相続人が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続が納付すべき相続税のうち、相続すべき

重点運動3 マインナー制度の導入が申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。

本連盟は、マイナー制度について、要望書において「法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に個人事業者を加えること」を要望している。
また、今回の要望書概要(以下、要望書詳細版)という。(ウ)の内容について決定した。
なお、税理士法に規定されている建簿に基づき、東京税理士会の「令和2年度税制改正及び税務行政に関する意見書」の実現のため、要望書概要については東京税理士会と本連盟の両名併記し、要望が強力に推し進められるよう図った。

また、平成31年1月25日、「立憲民主」の夏合懇談会を開催し、自民・公明両党と同様に「平成31年度税制改正に関する要望(概要)」から消費税、所得税の人的控除方式等に関する要望を行った。
(7)平成28年11月18日、「社会保障の安定財源の確保等」を目的とした消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案が参議院本会議で可決、成立した。これを要望(概要)(以下、要望書「概要」とする。)の内容について決定した。
また、同年7月24日開催の第1回幹事会において、要望

【概要】認定受贈者(18歳令和4年3月31日までの贈与については、20歳)以上である者に限る。以下同じ。(ガ)が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続が納付すべき相続税のうち、相続すべき

重点運動4 東京税理士会、支部、単位税政連との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行う。

1 組織・財政基盤の確立について
(1)平成13年の改正税理士法が施行された平成14年4月から平成31年3月末までの間に、全国の税理士登録者は12,055人増加した。このうち東京税理士会は742人増加しており、依然、東京税理士会へ集中する傾向が見られる。
また、東京税理士会の平成14年4月から平成30年3月末までの開業税理士数を比較すると、1362人の減となっている。一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。平成31年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は72.6%である。

公認会計士の資格で登録者数は全国で9880人(平成31年3月末現在)であり、平成14年3月末より3901人増加した。公認会計士のうち税理士登録している者の割合は平成31年5月末現在、31.6%となっている。
(2)平成29年5月23日付で本連盟の財政状態について今後の主な収入と支出の予測を示し、単位税政連からの会費収入が削減された場合には、現在の予算規模の活動は困難であることを伝えると共に、各単位税政連で平均10人、全体で480人の増員する旨の依頼をした。

【概要】認定受贈者(18歳令和4年3月31日までの贈与については、20歳)以上である者に限る。以下同じ。(ガ)が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続が納付すべき相続税のうち、相続すべき

重点運動5 関係国会議員との意見交換を通じた、最新の税制動向に関する理解を深め、今後の運動方針に掲げていること

【概要】一定のやむを得ない事情により認定受贈者等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6ヶ月以内のこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする。
③中小企業者等の法人税の軽減税率特例の適用期限2年延長
【概要】中小企業者等の法人税の軽減税率(各事業年度所得の金額のうち年800万円以下の金額)に対して15% (本則10%) について、改正前の「平成31年3月31日までに開始する事業年度」について適用となっていたが、2年間延長し、「令和3年3月31日までに開始する事業年度」について適用されることとなった。
④納税環境整備として、

また、平成30年9月21日に開催された自由民主党東京支部連合会主催の「平成31年度国家予算案、税制改正等要望懇談会」に関係役員が出席し、要望書について直接要望を行った。
(5)平成30年11月6日、東京税理士会と共催で「税制改正要望フォーラム2019」を衆議院第1議員会館で開催した。
このフォーラムは、関係国会議員との意見交換を通じて、各党の税制調査会における議論の最新動向に関する理解を深めることにより、今後

【概要】認定受贈者(18歳令和4年3月31日までの贈与については、20歳)以上である者に限る。以下同じ。(ガ)が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続が納付すべき相続税のうち、相続すべき

重点運動6 関係国会議員との意見交換を通じた、最新の税制動向に関する理解を深め、今後の運動方針に掲げていること

【概要】一定のやむを得ない事情により認定受贈者等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6ヶ月以内のこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする。
③中小企業者等の法人税の軽減税率特例の適用期限2年延長
【概要】中小企業者等の法人税の軽減税率(各事業年度所得の金額のうち年800万円以下の金額)に対して15% (本則10%) について、改正前の「平成31年3月31日までに開始する事業年度」について適用となっていたが、2年間延長し、「令和3年3月31日までに開始する事業年度」について適用されることとなった。
④納税環境整備として、

また、平成30年9月21日に開催された自由民主党東京支部連合会主催の「平成31年度国家予算案、税制改正等要望懇談会」に関係役員が出席し、要望書について直接要望を行った。
(5)平成30年11月6日、東京税理士会と共催で「税制改正要望フォーラム2019」を衆議院第1議員会館で開催した。
このフォーラムは、関係国会議員との意見交換を通じて、各党の税制調査会における議論の最新動向に関する理解を深めることにより、今後

【概要】認定受贈者(18歳令和4年3月31日までの贈与については、20歳)以上である者に限る。以下同じ。(ガ)が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続が納付すべき相続税のうち、相続すべき

重点運動7 関係国会議員との意見交換を通じた、最新の税制動向に関する理解を深め、今後の運動方針に掲げていること

【概要】一定のやむを得ない事情により認定受贈者等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6ヶ月以内のこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする。
③中小企業者等の法人税の軽減税率特例の適用期限2年延長
【概要】中小企業者等の法人税の軽減税率(各事業年度所得の金額のうち年800万円以下の金額)に対して15% (本則10%) について、改正前の「平成31年3月31日までに開始する事業年度」について適用となっていたが、2年間延長し、「令和3年3月31日までに開始する事業年度」について適用されることとなった。
④納税環境整備として、

また、平成30年9月21日に開催された自由民主党東京支部連合会主催の「平成31年度国家予算案、税制改正等要望懇談会」に関係役員が出席し、要望書について直接要望を行った。
(5)平成30年11月6日、東京税理士会と共催で「税制改正要望フォーラム2019」を衆議院第1議員会館で開催した。
このフォーラムは、関係国会議員との意見交換を通じて、各党の税制調査会における議論の最新動向に関する理解を深めることにより、今後

【概要】認定受贈者(18歳令和4年3月31日までの贈与については、20歳)以上である者に限る。以下同じ。(ガ)が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続が納付すべき相続税のうち、相続すべき

重点運動8 関係国会議員との意見交換を通じた、最新の税制動向に関する理解を深め、今後の運動方針に掲げていること

【概要】一定のやむを得ない事情により認定受贈者等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6ヶ月以内のこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする。
③中小企業者等の法人税の軽減税率特例の適用期限2年延長
【概要】中小企業者等の法人税の軽減税率(各事業年度所得の金額のうち年800万円以下の金額)に対して15% (本則10%) について、改正前の「平成31年3月31日までに開始する事業年度」について適用となっていたが、2年間延長し、「令和3年3月31日までに開始する事業年度」について適用されることとなった。
④納税環境整備として、

また、平成30年9月21日に開催された自由民主党東京支部連合会主催の「平成31年度国家予算案、税制改正等要望懇談会」に関係役員が出席し、要望書について直接要望を行った。
(5)平成30年11月6日、東京税理士会と共催で「税制改正要望フォーラム2019」を衆議院第1議員会館で開催した。
このフォーラムは、関係国会議員との意見交換を通じて、各党の税制調査会における議論の最新動向に関する理解を深めることにより、今後

【概要】認定受贈者(18歳令和4年3月31日までの贈与については、20歳)以上である者に限る。以下同じ。(ガ)が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続が納付すべき相続税のうち、相続すべき

(6)平成31年2月7日、千葉県税理士政治連盟が幹事会となり「東日本6税政連役員連協協議会」がアマンサンセイブルにて開催され、北海道、東北、関東信越、東京地方の各税政連及び本連盟から会長・幹事長はじめ関係役員が出席して意見情報交換を行った。通算33回目となる今回は、協議事項として①各単位税政連の活動の特色について、②財政の健全化に向けての取り組みについてがテーマとして挙げられ、協議会開催に先立ち各連盟に対し実施されたアンケートの結果を基に意見交換がなされた。

(7)組織委員会の活動方針である「税理士法人及び税理士関係団体との協議会を通じて、所属する税理士への加入勧奨を行う」との一環として、「TKC東京5政経研究会との懇談会」「東京青年税理士連盟との懇談会」「税理士校友会との懇談会」を開催し、

に勧奨活動を行った。

(3)東京税理士会の支部長会、理事会に本連盟の会長又は幹事長が陪席し、本連盟の活動報告を行った。

(4)「実業会員」制による組織・財政面での基盤づくりの一環として、平成8年から実施している「税政連サポート募金」を「Support 2019」として実施した。

当該募金は、会員及び単位税政連の絶大な協力により、単位税政連からの会費収入の補完的な役割を果たした。協力いただいた会員には礼状を送付した。

(5)税理士のためのポケットブック2019を刊行し、単位税政連に配付したほか、単位税政連の会員増強に繋げるため、東京税理士会の証票交付式において新規入会者に対する単位税政連の会員勧誘用として配付するともに、各種会議で使用するなど活用した。

第2号議案 平成30年度収支決算報告承認の件

平成30年度収支報告書 平成30年7月1日から令和元年6月30日まで

(収入の部)

(単位：円)

科目区分	科目	予算額	決算額	差異	摘要
会費	会費	48,251,500	48,273,500	Δ22,000	平成30年度会費
寄付金	寄付金	4,100,000	4,175,079	Δ75,079	税政連サポート募金、特別サポート募金
事業収入	日税政助成金	300,000	420,000	Δ120,000	日本税理士政治連盟からの助成金
	機関紙広告料	12,787,200	12,787,200	0	東税協・東税データ他協賛広告、ポケットブック広告(東税協)
	受託事業収入	3,240,000	3,240,000	0	受託事業企画運営費
	その他事業収入	1,950,000	1,654,400	295,600	大会祝金・懇親会費、朝食懇談会会費等
雑収入	雑収入	1,000	754	246	受取利息ほか
当期収入合計		70,629,700	70,550,933	78,767	
前期繰越金		12,002,386	12,002,386	0	
収入合計		82,632,086	82,553,319	78,767	

(支出の部)

科目区分	科目	予算額	決算額	差異	摘要	
事業活動費	事業費	5,370,000	3,619,980	1,750,020	国対活動関係(朝食懇談会等)、選対活動関係、単位税政連との連携活動、東日本6税政連会議、プロック別会議、セミナー・研修会関係、政策資料・要望書の作成、その他の事業	
組織活動費	資料作成費	300,000	204,980	95,020	頒布用資料作成(新入会員用ポケットブック)	
	後援会助成金	900,000	900,000	0	設立助成金、活動助成金	
	単位税政連助成金	620,000	610,125	9,875	活動助成金、会員増助成金	
	広報活動費	11,250,000	10,540,933	709,067	機関紙発行費用ほか	
	事業活動費計	(18,440,000)	(15,876,018)	(2,563,982)		
	会議費	700,000	375,549	324,451	各種会議等に関する費用	
	大会費	4,400,000	4,236,734	163,266	大会関係費用	
	旅費交通費	4,000,000	3,039,350	960,650	旅費交通費	
	渉外費	2,150,000	1,889,800	260,200	単位税政連・関係諸団体への税金ほか	
	組織活動費計	(11,250,000)	(9,541,433)	(1,708,567)		
日税政分担金	日本税政連分担金	27,136,800	27,136,800	0	平成30年度日本税理士政治連盟への分担金	
経常経費	人件費	12,930,000	12,670,749	259,251	職員及び派遣・アルバイト等	
	事務費	1,080,000	902,096	177,904	事務機器、事務用品、ネット環境利用・保守	
	事務所費	2,600,000	2,440,825	159,175	事務室賃料、電気使用料、共益費	
	通信費	700,000	379,963	320,037	郵便料金、電話・電報料金	
	印刷費	1,700,000	1,422,410	277,590	封筒・名刺・振込用紙等印刷代、コピー代	
	租税公課	970,000	877,300	92,700	消費税、法人住民税	
	雑費	350,000	287,762	62,238	振込手数料ほか	
	経常経費計	(20,330,000)	(18,981,105)	(1,348,895)		
	予備費	予備費	5,475,286	0	5,475,286	
	当期支出合計		82,632,086	71,535,356	11,096,730	
当期収支差額		Δ12,002,386	Δ984,423	Δ11,017,963		
次期繰越金		0	11,017,963	Δ11,017,963		

単位税政連への加入促進等について意見交換を行った。

重忠運動5 本連盟の政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会に送るため、単位税政連及び国会議員等後援会と連携しつつ強力な運動を行った。また、新たな国会議員等後援会の設立を促進する。

1 選挙への対応について
(1)平成31年統一地方選挙が平成31年4月14日告示、4月21日投票(立反議決、区長選挙は令和元年5月19日告示、5月26日投票)で施行された。本連盟は、推薦依頼があった

本連盟は、各単位税政連からの推薦依頼があった候補者7人を推薦(うち1名落選)、選挙戦を戦った。

(2)平成31年4月25日開催の「単位税政連及び後援会会長・幹事長合同会議」において、公職選挙法及び政治資金規正法に關し、具体例を基に研修を実施した。

【テーマ】選挙関連法
【講師】遠藤 潔(東京税理士政治連盟 副幹事長)
(3)第25回参議院議員通常選挙が令和元年7月4日公示、同月21日投票で施行された。本連盟は、推薦依頼があった

次の候補者3人を推薦し、選挙戦を戦った。

なお、選挙結果は次のとおり。(敬称略、順不同、凡例…○)当選、―落選)

●(東京選挙区)
丸川 珠代(自民党・現)
武見 敬三(自民党・現)
山口那津男(公明党・現)

【結果】○
【結果】○
【結果】○

2 国会議員等の税理士後援会設立支援について
(1)本連盟は、単位税政連の協力を得て、税理士による国会議員等後援会の設立を促進

しているが、平成30年度は、「税理士による小田原後援会」「税理士による初鹿博後援会」「鈴木卓人税理士後援会」が設立及び「税理士によるくしお万里後援会」「坂下おさむ税理士後援会」が解散した。

これにより、今年度末現在、国会議員関係40後援会、自治体関係4後援会で合計44後援会が設立されている。

(2)平成30年度においても、所得税の確定申告の期間中に東京税理士会の事務支援事業が実施された。当該事業への理解を深めるために、日本税

理士政治連盟からの要請により、本連盟は、本年も単位税政連をおして東京税理士会各支部、税理士後援会と連携して、推薦国会議員等による視察への協力を行い、視察時の様子を本連盟機関紙第215号に掲載した。

(3)後援会の設立総会、定期総会、イベント等に本連盟の役員が出席した。

重忠運動6 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国税通則法の目的規定の改正と納税者

権利憲章を策定するための運動を行う。

(1)国税通則法の目的規定の改正については、要望書、国税通則法第1条に「納税者の権利利益の保護に資する」を追加し納税者権利憲章を制定すること」について継続して要望した。

(2)国税不服審判所は平成28年4月1日よりの改正国税不服申立制度が施行されたことを受けて、国税審判官への登用に関し、税理士等の民間専門家からの職員採用を公表して(6面につづく)

まもなく締切です。(次回募集は来年1月)

個人年金

・税理士、事務所職員の方が個人で加入できます。

9月30日(月) 申込書必着

・新規加入は74才まで、積立は85才まで可能。



- 旧個人年金保険料控除が適用。
- 月掛1万円から最高50万円まで
- 別途積増金制度あり (1回につき10万円から最高500万円まで)
- 最長85才まで積立可。受取方法は受給時に選択可能

第6号議案 役員任期満了に伴う改選の件

本連盟の役員任期満了に伴い本大会において次の役員を選任する。

なお、選任にあたっては、規約第27条第2項の規定に基づいて開催された役員選考会の結果に基づいて候補者を提案するものとする。

- (1) 会長 1名
(2) 副会長 6名以内
(3) 幹事長 1名
(4) 幹事 25名以内
(5) 総務会長 1名
(6) 総務 100名以内
(7) 推薦審査会長 1名
(8) 会計監事 3名以内

※ 選任すべき役員及びその選任方法は、規約第27条(役員等の選任)及び第28条(役員等の任期)の規定による。

【本連盟規約第27条 第28条】

(役員等の選任)
第27条 役員等は、会員のうちから選任する。
2 役員は、次の各号に定めるところにより選任する。

- (1) 総務以外の役員は、役員選考会の選考に基づき、大会で選任する。
(2) 総務は、単位税政連から1名ずつ推薦された者と役員選考会の選考に基づく者を大会で選任する。
(3) 役員選考会は、役員選考会招集通知発送日現在の次に定める者をもって構成する。
ア 副会長、幹事長及び総務会長
イ 単位税政連会長のうちから、常任幹事会で選任した8名
(4) 役員選考会は、総務会長が招集し、大会開催日の1ヵ月前までに開催しなければならない。
(5) 役員選考会の議長は、構成員の中から選任し、表決権は、構成員1名につき1個とする。
3~6 (略)

(役員等の任期)

第28条 役員及び委員の任期は、就任後第2回目の定期大会終了の時までとする。ただし、補欠又は補充により就任した役員等の任期は、他の役員又は委員の残任期間と同一とする。
2・3 (略) 以上

重点運動7 政府における規制・制度改革の動向を注視しつつ、税理士制度に与える影響に適切に対応する。
(1)旧規制改革会議(内閣府が設置した審議会)が平成19年1月26日、平成22年3月31日及び平成21年12月4日付の「更なる規制改革の推進に向けて」今後の改革課題として、税理士と公認会計士の業務の相互参入について、「税務会計と企業会計が密接不可分なものとなる」との観点から、税理士と公認会計士が実施する業務の相互参入等について検討し、必要な措置を講ずべきである」と言及している。

重点運動8 司法制度に対しては、国民のための司法制度構築をめざし、税理士の立場を踏まえて積極的な役割を担うための運動を行う。
(1)平成30年の公認会計士試験における論式試験合格者数は、対前年比74人増となり、これまでの減少傾向が止まった。
また、司法試験については、受験回数を縮減する司法試験法の改正が行われ(平成26

5)面からつく)
この国税審判官(特定任期付職)の採用について、国税不服審判所は、平成30年7月10日付で16名(弁護士13名・税理士2名・公認会計士1名)の民間専門家を国税審判官(特定任期付職員)として採用したことを公表した。

は、業務独占及び強制入会制についての具体的な議論はなされていないが、本連盟は今後も引き続き、税理士制度の根幹に関わる事項となる「資格者法人制度の見直し」、「資格独占資格」、「税理士と公認会計士の業務の相互参入」等について、政府機関等の検討の動向を注視していくこととしている。
(2)TPPでは参加11カ国における協定が平成30年12月30日に発行されたが、その他にもFTA(白米4カ国)の自由貿易協定(ASEAN+JAPAN)とEUとの経済連携協定交渉の動向において、サービス部門における資格士業種の相互参入に関し、引き続き注視していくこととしている。

重点運動9 災害関連規制については、被災者に対し、より一層の税制面からの支援が必要であるため、迅速な被災者支援を可能にするための税制確立に向けた運動を行う。
平成29年度税制改正において、災害ごとに特別立法で措置してきた規定を名税法に規定することが「災害に関する

年)、法曹養成制度改革推進会議(平成27年6月30日)は今後の司法試験合格者数を1500人程度とする方針を打ち出した。平成30年の司法試験合格者数は1525人であり、ほぼ政府の目標に近い数字となった。
今後については、両試験の合格者数や受験者数の減少、法科大学院の淘汰、会計士、法科大学の減少、会計士大学院の募集中止・定員割れなどの動向をとおして、司法制度改革と税理士制度に与える影響を引き続き注視していくこととしている。
(2)平成26年の税理士法改正において、「税理士法第3条(税理士の資格)第1項3号・4号及び第2項の廃止を要望していたことから、弁護士及び公認会計士におけるそれぞれの税理士登録者数の人数については、引き続き注視していくこととしている。

重点運動10 税理士に期待される社会的役割を踏まえて、登録政治資金監査人制度、地方自治体・地方独立行政法人等の監査制度、行政不服審査法改正に伴う審理員制度の充実等に資するための公益的業務に積極的に関与していくための運動を行う。
(1)東京都内における登録政治資金監査人の登録者は、令和元年5月24日現在で1539人となっている。このうち、東京税理士会に所属している税理士は約770人である。
(2)税理士の積極的な活用策については、①都道府県、政令指定都市、中核市に対する現行の外部監査に関する条例を制定している自治体が少ない。②都内23区内に税理士の行政不服審査委

基本法)に明文化されたことを受け、引き続き災害関連税制については注視していくこととしている。なお、日税連の「令和2年度税制改正に関する建議書(令和元年6月27日)」には、「災害損失控除を創設することにも、相続時精算課税制度における受贈財産が災害等により損失を受けた場合の救済措置を設けること」が要望に加えられている。
重点運動11 税理士法第52条違反行為等、業務及び職域の侵襲となる動向に対し積極的に対応する。
平成19年4月1日に施行された「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく「裁判外紛争解決手続(ADR)」において、業務内容が税務の分野に及ばないよう引き続き注視していくこととしている。

重点運動12 国及び地方公共団体の会計制度改革(複式簿記・発生主義会計)の実現のための運動を強力に行う。
公認会計制度改革に関する要望については、要望書に国及び地方公共団体の会計制度改革を継続要望し、「国の財政状況を正確に把握し、信頼性が高く、かつ、有用な会計情報を入力するためには、日々の会計処理の段階において複式簿記による発生主義会計を採用する必要がある。また、国会に提出(公表)された財務書類については、

員が少ないことから、都政の要望書において、都政全般に関する要望として「税理士の積極的な活用」との要望を引き続き行った。
なお、地方財政においても同様の要望を東京都に提出した。
重点運動13 国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、国民のための租税教育及び簿記会計の普及、促進を行う。
国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、租税教育を積極的に推進するよう要望した。
また、都内の小、中、高校において租税教育を実施する際、租税教育講師名簿に登録された東京税理士会の推薦する会員を活用するよう東京都に要望した。

重点運動14 本連盟の活動状況の広報を充実し、会員及び外部関係者からの意見集約に努めつつ、積極的な活動を行う。
(1)本連盟機関紙「東京税政連」を第212号から第215号まで発行し、税制改正および組織・財政問題など本連盟の政策及び活動について積極的にPRを図った。

機関紙には、要望書をはじめ本連盟の活動に関する各種資料やレポート、解説記事等を掲載し、会員並びに関係各方面の理解と協力を得るために積極的な役割を果たした。第212号から第215号に掲載した資料、レポート等は次のとおりである。
(2)ホームページ、本連盟の各種要望書、説明資料や各号の機関紙、活動報告などを掲載して、本連盟の広報活動を促進した。
また、関係者に対し利便性の高い構成とするため、ホームページのリニューアルを行った(平成30年7月21日)。
(3)東京税理士会会報の平成30年11月1日号(N.0743)に「税制改正要望フォーラム2018」の開催報告を、平成31年3月1日号(N.0746)に「平成30年度会同セミナー」の開催報告をそれぞれ掲載した。
2 中小企業関係団体との連携について
本連盟は、各界の関係団体との幅広い連携を重点施策の一つとしているが、その活動の一環として、東京税理士会との共催で、平成30年10月に「中小企業関係団体との懇談会」(第26回)を開催した。

【東京税理士会・東京税理士政治連盟共催】
令和2年度税制改正の動向に関する勉強会のご案内
一財務省・総務省・経済産業省・中小企業庁の担当官と語る一
日時 令和元年10月25日(金)【予定】
午後5時30分~7時30分【予定】
場所 国会議員会館にて調整中
テーマ 令和2年度税制改正及び中小企業税政の動向について
講師 財務省・総務省・経済産業省・中小企業庁の各担当官
定員 先着100名
※応募方法の詳細につきましては、東京税理士会10月号「案内版」をご参照下さい。
参加費 無料
※当日は「研修カード」をご持参下さい。
【お問合せ】東京税理士政治連盟事務局
電話03(3356)4479

日税グループは、税理士界一筋おかげさまで45周年
税理士事務所サポート
不動産の売買仲介
生命保険
生保・損保
就業不能サポート
生運収入プロテクション
日税サービス
0120-155-551
03-3346-2220
0120-922-752
0120-312-112



一分三十秒の勝負
力を要求されます。身体によいことしか思いつかないのは、百歳になる方興味があったものの、詩がしゃんとして吟じ続けられは未知の世界のものでした。税理士の先輩に声をかけられて六十の手習いで詩吟を始めました。高校時代に習った漢文に再会です。五言絶句や七言絶句といった漢詩だけでなく、和歌や俳句、現念ながら入賞は叶いませ代詩にまで節が付くらぬでしたが、3千人収容あり。大変興味深いものが、大ホールで大きな声があります。西郷隆盛や武豊き渡りせました。田信玄などといった名だはからずも、今年も全たる武将の詩も多く取り上げられており詩吟で歴史に接しています。中国一分三十秒に勝負をかける漢詩では水墨画の世界を旅しています。今、趣味の世界を満詩吟は、大きな声を出喚させてもらっています。腹式呼吸・記憶す。

高橋 洋子 (大森)

私のスナップ

◇税理士後援会の活動◇

平成から令和に元号が変わり祝賀ムードがふれるなか、若では高齢者の運転による重大事故が相次ぎ悲しいニュースが報道されている。その中でも池袋で起きた人身事故で、子育て中の母親と幼い命が一瞬で奪われ遺族の深い悲しみは想像を超え、筆者も自動車運転するが、幸いなことに今のところアクセルとブレーキを踏み間違えた経験はない。今後車を運転する上で判断力が低下

した際に自分の体がどう反応するのか一抹の不安を感じる。そこで先日運転歴60年の老いた父に、もしものことが起きると取り返しのつかないこと

経歴書の写真を撮り無事に免許証を返納できた。国では技術革新により、既存の車にも非常停止装置設置の動きがあるようだが、一日でも早く安全に走行できる車が走ることを祈る。

さて、ひるがえって税理士は交通事故は起こさなくとも業務処理ミスを起こす可能性がある。いつ免許を返納するべきなのかこちらも自身にとって難しい問題だ。

(〇〇)



ほのぼの喫茶室 [駆け込み需要で忙しい]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ

10月の消費税増税の前に

世の中は駆け込みモードです

あれっ 開幕戦って明日だったけ？

おい 見逃すなよ 世紀の 一瞬だぞ

えっ 東京五輪まで駆け込み開幕？

何言ってるの ラグビーのワールドカップよ

9月20日ラグビーワールドカップが日本で開幕!

がんばれ!ニッポン!

小学生の頃からラグビーが好きだった私は、当時からテレビや生でよく観戦していました。いよいよ今月、ラグビーワールドカップ日本大会が開催されます。ラグビーはルール改正がよくあり、私が知り始めた40数年前からプレイスタイルも変わった感があります。が、それでも「黒」くなくも激しい当

スポーツの世界のみならず政治や企業の風土を語る上でカラーに関連した言葉を聞いたり、その召し物を見かけることがあります。どのような色であり一つにまとまれば世の中は丸く治まり理想なのかもしれませんが、各々の意見が絵の具のように混ぜ合わさると「黒」くなくも激しい当

編集点描

国策で紛糾しているうちに外交でさらに難儀なことにならない事を祈念しつつ、関与先へ消費税の説明で今年後半はスケジュールが真っ黒となってしまおうです。(江戸川北・沖本)

利用件数 120,000 件突破!
(2019年8月15日現在)

「TKCモニタリング情報サービス」は、会計事務所と関与先企業、金融機関の関係強化に貢献します。

TKCモニタリング情報サービスとは、関与先企業からの依頼に基づき、会計事務所が決算書等を電子データで金融機関に提供できるクラウドサービスです。全国の利用企業から、「有利な条件で融資を受けられた」「スピーディーに資金調達できた」など、高い評価をいただいています。

株式会社 TKC 〒162-8585 東京都新宿区博場町2-1 軽子坂 MNビル5F ☎0120-860-316

東税協と支所の財政を豊かにする

VIP大型総合保障制度と全税共年金の普及推進にご協力を!

期間
令和元年
9月~11月

2019東京地区における
全税共創立45周年記念

第34回 全国統一キャンペーン

始まります!



キャンペーンの成果は研修会費用、支所交付金、特別優待券配付、直営売店での書籍1割引販売等に役立てられています。趣旨をご理解いただき、営業職員さんの訪問があった際には、是非とも温かいご対応をお願いいたします。

全国統一キャンペーン参加生命保険会社

朝日生命 第一生命 日本生命 ジブラルタ生命 メットライフ生命
明治安田生命 住友生命 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命
アクサ生命 富国生命

関与先紹介カードをご活用ください

ご紹介頂ける関与先を右掲の「全税共関与先紹介カード」にご記入頂き、キャンペーン参加保険会社営業職員にお渡しください。

東税協共栄会

組合員及び準組合員に加入し、事務担当職員・ご家族、関与先の社員及びそのご家族にご利用いただけます。

警備会社が運営する日本初の法人対象データ保管サービス
富士防災警備

◆Webから手軽にご利用できます

WebもしくはFaxを使って、手軽に荷物の入庫・出庫・廃棄などの指示が行えます。

◆月額保管料は90円と格安!

月額保管料	1箱	90円(税別)
集配基本料	片道1回	1,000円(税別)
集配個数料金	1箱	50円(税別)
荷役料	1箱	50円(税別)



※1箱(400×330×300mm)

※△個を集荷もしくは配送する場合の計算式

=集配基本料+(集配個数料+荷役料)×△個

お問い合わせ先/富士防災警備(株)
TEL.049-292-7388(担当:鈴木)



レクサスは時代を先取りし、新たな驚きを創造することをクルマづくりの信念としています。

DESIGN

アグレッシブな個性と美しいプロポーションを併せ持つレクサスのデザイン。

CRAFTSMANSHIP

レクサスの熟練の巧匠とスキルの集大成であり驚きと感動の体験を創造する上で不可欠な要素が「匠」の技。

SAFETY

人・クルマ・交通環境の「三位一体の取り組み」とともに実際の事故から学び、改善を繰り返す「実安全の追求」の推進から生まれた予防安全システム。

OMOTENASHI

24時間365日対応する専用コールセンターなどレクサスオーナーだけが利用できるスペシャリティサービス。

東京税理士協同組合
組合員および準組合員の皆様へ
提携特別ご優待

レクサスご購入時に特典をご用意しております。
詳しくは下記までお問合せください。特典は東京支店でのみご利用になります。
[お問い合わせ] レクサス東京 ☎0120-929-445

東京支店のレクサス展示場にお越しください。
[展示場] 東京都中央区新富1-1-1
[TEL] 03-5561-1111



東税協共栄会

組合員及び準組合員に加入し、事務担当職員・ご家族、関与先の社員及びそのご家族にご利用いただけます。

ご都合の良い日時・場所に採寸に伺い「あなただけの一着」を
株式会社オンワードパーソナルスタイル

紳士服はもちろん、レディーススーツも特別価格でご提供

お仕立て上がり価格

スーツ	Comfort Line	¥30,000+税~
	Platinum Line	¥120,000+税~
	フォーマルスーツ	¥30,000+税~
	ジャケット&ブレザー	¥30,000+税~
	スラックス	¥10,500+税~

ご指定場所に無料でご配送



お問い合わせ先
株式会社オンワードパーソナルスタイル
TEL.080-3006-2548(担当:萩原)

予約受付中

令和元年10月15日(火) 払込分まで予約特価で受付中

2020年版
「税務手帳」 予約特価 787円
10月16日以降は組合員価格854円

「税務日誌」 予約特価 1,972円
組合員価格2,204円

「職員執務日誌」 予約特価 1,749円
組合員価格1,782円



税務手帳50冊、
税務日誌30冊以上から 名入れできます! (押捺料3,500円)

※税務手帳80冊、税務日誌50冊以上は押捺料無料

お申込み・お問い合わせ
東京税理士協同組合直営売店(TEL・FAXは下記をご覧ください)

東京税理士協同組合 <http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

